

## 第3回健康おかやま21推進会議議事録（概要）

日 時： 令和元年10月28日（月） 13：30～  
場 所： 岡山県医師会館401会議室  
出席者： 健康おかやま21推進会議委員 23名  
          オブザーバー 2名 事務局 8名

### 1 開 会

### 2 議 事

#### （1）論点整理

#### （2）論点に関する意見交換

##### ① 関係団体

- ・東中国たばこ販売協同組合連合会
- ・岡山県飲食業生活衛生同業組合
- ・岡山県喫茶飲食生活衛生同業組合
- ・岡山県社交料飲生活衛生同業組合

##### ② 推進会議委員

#### （3）今後について

### 【意見交換】

#### 1 論点整理に関する質疑

Q：喫煙目的施設と喫煙目的室の使い分けはこういう意味があるというのを教えて欲しい。

A：喫煙目的室というのは、喫煙専用室と異なり喫煙以外のことも出来るということで例示として飲食を書いている。公衆喫煙所で飲食は想定していないが、禁止しているものではない。

#### 2 論点に関する意見交換

##### ○東中国たばこ販売協同組合連合会（オブザーバー）

- ・改正健康増進法は、基本原則は受動喫煙を防止することで、禁煙対策法ではない。喫煙を嗜むことと、受動喫煙を受けないこと、双方の立場を尊重し、両者が共存するための社会実現を推進していくために、感情的にならず、現実を直視して冷静に推進していく。
- ・喫煙者は受動喫煙を受けたくない者の権利を侵害してはならず、一方、合法的嗜好品のたばこを愉しむ者を、社会的悪者として排除してはならない。
- ・海外からの観光客にも喫煙者は大勢おり、屋外・観光地・飲食店も禁煙という状況で

「岡山流のおもてなし」と言えるのか。観光県を目指す岡山ということからも、現実を直視し実態にあった有効な対策をとって欲しい。

- ・屋外の規制が先行し、その後に屋内の規制が進むわが国の状況は、世界的にみても例がなく、喫煙者にとって吸える場所がない非常に厳しい環境で、二つの規制の整合性を検討すべきである。

- ・県の事務局には、先行する他県の現状を、表面ではなく内側の軋轢まで視察し勉強して欲しい。

- ・法に罰則規定があり、それに上乗せするような罰則を岡山県ですることが適切か考えて欲しい。

- ・飲食店の件では、たばこが吸える店には、受動喫煙を受けたくない人は行かないし、店もお客さんの要望にこたえて営業することが大事。経営者の自主性、判断を尊重して欲しい。

- ・国の法律、用語、定義はしっかり勉強して欲しい。一般の人は良くわかっていないので、丁寧な説明が必要である。県は、この法律が周知徹底するよう、十分説明するのが先である。

#### ○岡山県喫茶飲食生活衛生同業組合（オブザーバー）

- ・我々の組合は、オーナーも含め、3名程度の店がほとんどで、喫煙可能とするかどうかは、各経営者の裁量にまかせて欲しい。

- ・推進会議のメンバーに飲食店経営者が含まれておらず、当事者である我々が省かれた状態で、条例が決まってしまうことが納得できない。法は従う義務があるからわかるが、そうではない条例がなぜ決められるのか。飲食店の全面禁煙は、飲食店経営者が決めることではないのか。

→（事務局）この会議は条例を決める会議ではなく、条例案を作っていくプロセスの一つで、今後パブコメの実施など、さらに広く意見をいただき、検討していきたい。

#### ○推進会議委員

- ・この会は、禁煙を議題とするものではなく、受動喫煙をなくすことを目的としており、たばこを吸う人も吸わない人も共存できるのが目的。

- ・受動喫煙の健康影響に関する文献では、受動喫煙は短い暴露でも人体には有害だとされている。

- ・望まない受動喫煙から子どもたちを守るということは、ほとんどの世の中の人には反対しない。

（カラオケ業界、ホテルの経営者の意見紹介）望まない受動喫煙対策をどうするかは、経営判断であり、経営者に委ねて欲しい。既に対策をしている場合、二重投資となるおそれもある。経営者にとっては、皆さんがお客様なので、吸いたいと言われれば専用室に案内するのもサービスと考えている。

- ・喘息の患者は、たばこの臭いだけでも発作が起きる。現在の喫煙室は、煙が外に漏れ

ており、特に岡山駅の喫煙施設は止めて欲しい。

- ・県内の飲食店は約 1.5 万店で、毎年このうち 1 割は廃業している。特に条例で規制をしなくても、10 年たてば、経過措置が適用される店がほとんど残らない。

- ・経営者ではない利用者の立場もある。両方の意見が大事。現状のままでは、条例を作る必要がない。現状では不足する、補えていないということで、各自治体で同じような運動が起こっている。

Q：改正健康増進法では、この飲食店が喫煙できる、できないということがどこまで明示されているのか。ネットでわかるのか。どこまで情報が開示されているのか

A：喫煙が可能な場所については、喫煙可能という表示が必要になってくる。そのような場所は、20 歳未満を立ち入らせてはならないとされている。

ホームページとか看板等の媒体において、営業について広告または宣伝するその際には、喫煙専用室等を置いていることを明示する義務がある。

- ・条例ありきの議論には疑問を感じる。健康増進法で足りないというなら、どこが足りないのか。しっかり棲み分けすることによって、受動喫煙から守っていく策が講じられてしかるべきである。大阪は厳しいという話が出ているが、大阪の知事は安心してたばこを吸える場所を行政がしっかりと確保していくと明言している。

- ・受動喫煙を完全に防止するには、敷地内全面禁煙が望ましいと考えるが、飲食店の方や喫煙者の権利を守るのであれば、落としどころを作らないといけないのではないか。屋内の全面禁煙をするより、屋外の喫煙の方をもっと考えたほうがよいのではないか。特定屋外喫煙場所の設置でも、岡山は設置条件を厳しくするという方が現実的である。

- ・受動喫煙防止の観点から、喫煙場所を設置することもやむを得ないと思っている。先進的な条例が出来たらと思っている。

- ・屋外でも風下では受動喫煙が発生する。建物や人の動線から十分距離をとるなどしても対策がとれないなら、屋外でも喫煙場所を作るべきではないと考える。

- ・飲食店の喫煙は非常に難しいと感じ、議論が必要だろうと考える。第一種施設については、敷地内全面禁煙を進めるべきと考える。

- ・加熱式たばこは、今時点で安全かどうかはわからないので、紙巻きたばこと同等に取り扱うよう、条例に盛り込んで欲しい。

- ・喫煙する方がマナーを守ることと、飲食店では、表示をきちんとすることが大事である。

- ・喫煙場所も難しい。岡山駅の喫煙所について、いろいろ議論が出ているが、どこでた

ばこを吸っていただくか、その対応は難しい。たばこを吸う場所を指定するといったことまで要望していないが、その対策が必要かと考える。

Q：自分がどれくらい受動喫煙の被害にあっているかわかるものがあるのか。

A：過去のもの難しい。スモーカーライザーでは、暴露されてから7時間ぐらいの間は、呼気中で測ることができる。赤ちゃんの場合は尿中コチニン、妊婦さんは毛髪を測る方法がある。

・健康増進法の不十分なところを条例で補ってほしいが、まず法の周知をすること、県もやっているが、十分な周知になっていない。

→（事務局）丁寧な改正健康増進法の説明が出来ていない。そこで、県北と県南で説明会を行う。市町村、施設の管理権原者に来て欲しいが、誰が来ても良い。

・受動喫煙の恐ろしさを、もっと多くの一般の人に知ってもらう必要がある。

・25年間たばこを吸っている間、受動喫煙についてほとんど考えたことはなかった。吸っている人は、たばこが全部害だと思っていないのではないか。条例については、理念やそれぞれの責務をしっかりと考え、健康増進法との棲み分けを考えて欲しい。

・説明会が開かれるなら、情報が届きにくい飲食経営者に積極的に案内をして欲しい。ダイナミックに変えると影響が出るので、いろんな意見を聞きながら、事務局としては調整配慮していただきたい。

・受動喫煙は健康に影響があることは、かなり理解されていると思っている。大事なのは対立をあおらず、冷静に議論をすること。法律がベースにあるので、それ以上に規制しようとする、それによって、どれだけ受動喫煙防止効果があるのかを示すことが大事だと思う。

・公園などは全面禁煙して欲しいが、喫煙者の権利を守るのであれば、吸える場所を提供し、守れないならば罰則するというのが通常考え方だと思う。喫煙場所については必ず通らなければならない場所にあると、望まない受動喫煙なんか出来ない、しっかりと県としての考え方を出す方が現実的である。

・条例を制定して罰則をのせるかどうかは立法の判断になる。法律で一定の過料を科すことになっているので、比例原則から法律を超えるような罰則を規定することは無理である。経営者、販売者、喫煙者、非喫煙者など色々な立場の人の公的利益があり、一つの利益だけを取り上げるのは無理で、それをどういうふうに取りまとめていくかがこの会の目的だと思う。店は選べるので、同意があればいいという意見もあるが、従業員など断れない場合はどうするかとの問題もある。同意があればいいというものではない。

・条例の理念は大事。改正健康増進法の足りない部分、必要なものについて冒頭の条例

の背景に記載すべきであろう。小規模な飲食店が多いのは岡山市、倉敷市なので、この場だけでなく、岡山市、倉敷市の意見も聞いておくべきである。

→（事務局）両市については、健康増進法は県と同等の権限がある。今日の話もあわせて情報提供させていただき、また御意見を伺いながら進めていきたい。

・本日の意見に対して、何か意見があれば1週間程度をめぐりに事務局まで文書で連絡をお願いしたい。